

「疑い得ないもの」とは何か —西田幾多郎とデカルト—

発表者 吹中 駿介

1 研究動機と目的

私は大学に入学するまで、この世界に存在するものを何一つとして疑わずに過ごしてきた。私が無気なく過ごしているこの世界、そしてこの世界内に存在するものはすべて疑いもなく存在するのだと信じていた。だがしかし、大学に入学し「哲学」に触れていくうちに私にある変化が訪れた。それは、改めてこの「世界」とは疑いもなくあるのか、目の前にあるペンや机は疑いもなくあると言えるのだろうか。今までは「疑う」ことをしていなかっただけであり、深く反省してみればこの「世界」というものや世界にある「もの」は疑わしいものばかりだったのだ。

それでは私たちにとって「疑い得ないもの」とはいったい何なのか。この問いを考えるため様々な文献を読み進めていくうちに私は二人の哲学者に出会うことができた。それは、デカルトと西田幾多郎だった。両者はそれぞれ「疑い得ないもの」とは何かを見出したのだが、私が着目したのはデカルトと西田幾多郎がそれぞれ見出した「疑い得ないもの」とは全く異なる事態なのか、それとも同一の事態なのかである。この点を明らかにしたいと思ったのでこの本研究のテーマを設定した。また、本研究においては両者の「疑い得ないもの」の異同について明らかにしていくのだが、その「疑い得ないもの」が本当にあるのかについての検討は次回の課題とする。

2 研究方法

文献研究を用いる。本研究で扱うテキストはデカルト『省察』、西田幾多郎『善の研究』であり、参考文献は上田閑照『経験と自覚』、斎藤慶典『デカルト われ思うのは誰か』である。

デカルトと西田幾多郎が見出した「疑い得ないもの」とは一体何なのかを両者のテキストをもとに整理し、両者が見出した「疑い得ないもの」の異同について上田閑照と斎藤慶典の解釈をもとに考察していく。

3 研究結果

(1) 西田とデカルトそれぞれの「疑い得ないもの」

①西田幾多郎

西田が見出した「疑い得ないもの」とは何なのか。それは「直覚的経験の事実即ち意識現象についての知識あるのみである」であった。では「直覚的経験の事実」すなわち「意識現象のについての知識あるのみ」とは一体何なのか。この事態について西田は「現前の意識現象とこれを意識するということは直に同一であって、その間に主観と客観とを分つこともできない。事実と認識との間に一毫の間隙がない。真に疑うに疑い様がないのである。勿論、意識現象であってもこれを判定するかこれを想起するかという場合では誤に陥ることもある。しかしこの時はもはや直覚ではなく、推理である。後の意識と前の

意識とは別の意識現象である、直覚というのは後者を前者の判断として見るのではない、ただありのままの事実を知るのである」と彼は述べた。つまり、西田が考える「疑い得ないもの」とは現前の意識現象を意識することでありその間に主観と客観の区別はない状態のことであった。また、私たちは意識現象とは物体现象と分かれたものと考えてしまうが、西田の考える意識現象とは物体现象をも包含したものであり、意識現象とは現前の現在そのままのことであった。

②デカルト

デカルトは「方法的懐疑」と呼ばれる方法で「疑い得ないもの」を見出した。「方法的懐疑」とは少しでも疑わしいと思われることを「偽」とみなして徹底に切り捨てるというものであり、その果てにデカルトが見出した「疑い得ないもの」とは「私はある、私は存在する」という命題だった。この「私はある、私は存在する」における私とは一般的な人間としての「私」のことではなく、「思考すること」「感ずること」にデカルトは「私」の名を与えそう呼んだのであった。

『省察』の段階では「私はある、私は存在する」という命題が「疑い得ないもの」とされていたが、その後の彼の著書『方法叙説』や『哲学の原理』では命題はかたちを変えていき「われ思う故にわれあり」という命題が「疑い得ないもの」とされた。本研究においては『省察』におけるデカルトが見出した『疑い得ないもの』について考察する。

(2)上田による西田とデカルト解釈

上田は西田とデカルトがそれぞれ見出した「疑い得ないもの」における類似点はあくまでも「疑う」という行為の徹底性だけであり、両者にとっての「疑い得ないもの」とは全く異なる事態を指していると考えた。

では西田とデカルトの相違点は何なのか。まず、西田にとっての疑い得ないものは「直覚的経験の事実」と言われているのに対し、デカルトの見出した「疑い得ないもの」は「私はある、私は存在する」という「命題」と言われている点。また、その命題の真理性は「私がこれをいいあらわす……」ということと結びついていること。これは端的に「われあり」という直観とはニュアンスが少し違うのではないかと上田は指摘した。そして、この文章の直前にあたる部分「考えつくしたあげく、ついに結論せざるを得ない」とはまさに「…*ergo sum*」の「*ergo*」にほかならないのであり、これは直観ではなく推論ではないかという点。では一体何を「考えつくしたのか」と言えばさらにその直前に書かれている「きわめて有能で、きわめて狡猾な欺き手がいて、、、」この文章では懐疑の遂行から考える「われ」への反転が述べられており、これはまさに「*cogito ergo sum*」の「われ思う」に当たるのではないか。よって、これらをまとめることで「われ思う故にわれあり」という命題になる。上田はデカルトが『省察』において見出した「疑い得ないもの」である「私はある、私は存在する」とはどうして「われあり」と言えるのかを確証提示しているに過ぎないと考えた。もしくは、疑うという方向から疑っている自分自身という方向への反転によって疑っている自分自身、言い換えれば「われ」をもはや「疑い得ない」として「われ思う故にわれあり」という一つの真理を見出したのではないかと考え、これは西田のような「われ」を破る仕方で「疑い得ないもの」を見出したものとは違うのではないかと解釈したのだった。

(3) 齋藤によるデカルト解釈

まず、デカルトが方法的懐疑において見出した疑い得ないもの「私はある、私は存在する」における「私」とは一人間としての「私」のことではなかった。彼は端的な「思考すること」「感ずること」を改めて「私」という名前で呼んだのだ。なぜ端的なのか、それは普通「思考すること」といい「感ずること」といえば、それは世界内の一人物であるかぎりでの人間としての私が行うふるまいのことを意味してしまうからである。そのような理解を禁ずるための符牒が、この「端的な」だと齋藤は考えた。つまり、デカルトが方法的懐疑により見出した「私はある」とは、端的な「思考すること」、「感ずること」が「ある」ということだった。しかし、端的な「思考すること」、「感ずること」を私たちは果たして想像することはできるのだろうか。端的な「思考すること」「感ずること」を想像してしまえば、それは私たちによって「思考されたもの」、「感ずるもの」となってしまうのではないだろうか。では、「思考されたもの」とは区別された「思考すること」とは一体何なのだろうか。「思考すること」それ自体を思考対象として思考することは可能なか。それは結局「思考されたもの」を「思考すること」になってしまうはずだ。つまり、デカルトが方法的懐疑において「絶対に疑い得ないもの」として見出した「思考すること」とは実はそれ自体としてはいかにしても「思考すること」ができないものであった。この事態を齋藤は「それは、主題として浮かび上がった「思考されたもの」の背後にあたかも「地」のように引くことによってのみ、自らを成就する事態なのではないか。「地」であるかぎりでのそれを見ようとしても、見て取られた時にはそれは「図」「思考されたもの」になってしまうのだった。

以上のことから齋藤の主張によりデカルトが方法的懐疑によって見出した「疑い得ないもの」とは「思考すること」そのことであり、「思考すること」そのことを私たちは決して思考することはできず、私たちに見えるものはあくまでも「思考されたもの」でしかなかったのだ。この「思考すること」というそれを通して、そこにおいて「思考されたもの」が「見える」ようになるのであり、「思考すること」が「場所」となることによって「思考されたもの」が浮かび上がってくる。このそれ自身が「思考すること」そのことであるような事態をデカルトはあらためて「私」と呼んだのではないかと齋藤は考えたのだ。

(4) 疑い得ないもの

デカルトが「私」と呼んだものそれは齋藤の解釈では端的な「思考すること」あるいは「感ずること」であった。考えている当人、もしくは何かを感じることに於いてその対象が本当に存在するのかなどの真偽に関わらず、「……と思われる」という「思考すること」あるいは「感ずること」そのことであるような事態は「確かにある」つまり「疑うに疑い得ないもの」なのだった。

しかし、これらの端的な「思考すること」、「感ずること」と呼ばれる事態は決して私たちの想像力によって捉えることのできない、「もの」として像を構成することができないのだった。それは齋藤の地と図の関係性のようなものであり、私たちに見ることが出来る「思考されたもの」が存在することが出来るのは「思考すること」によりその存在の「場所」が与えられているからなのだ。つまり、「思考すること」は「思考されたもの」を包摂し、まさにその二つが一体となっているような事態である。この「思考すること」によって「思考されたもの」が見えるようになるこの事態にデカルトは「私」の名を与え「私」と呼んだのではないだろうか。ではこの考えをもとに西田とデカルトの「疑い得ないもの」を比較していく。

西田の「疑い得ないもの」である「直覚的経験の事実」そのことについて彼は、「現前の意識現象とこれを意識するというとは直に同一であって、その間に主観と客観とを分かちこともできない。事実と認識の間に一毫の間隙がない。真に疑うに疑い様がないのである」と考えた。この「意識現象」と「意識すること」の二つの点に注目してみる。まず、「意識すること」を何者かが行為として行うことによって「意識現象」を認識するという事態を指しているわけではない。それでは主観と客観による行為と対象の関係性を設定し、一人物が「意識すること」という主観・行為によって「意識現象」という客観・対象が認識されるという事態になってしまうのだ。だが、それでは西田の言ったように直接の知識とは言えなくなってしまふ。では、西田の言った「疑うに疑い得ない」とは一体何であるのか。それは、斎藤のデカルト解釈のように**端的な**「意識すること」もしくは、「意識すること」**そのことである事態**なのではないか。つまり、「意識現象」とは「意識すること」によって浮かび上がるものであり、端的な「意識すること」は「意識現象」が存在するための、あるいは立ち現れるための「場所」となるそのような事態を指していたのではないだろうか。「意識すること」が「意識現象」を包摂するような「意識すること」が「地」あるいは「無」となることで「意識現象」が見えてくるようになるのだ。だからこそ、「現前の意識現象とこれを意識するというとは直に同一であって、その間に主観と客観とを分かちこともできない。事実と認識の間に一毫の間隙がない。真に疑うに疑い様がない」のだ。

これらの点を踏まえ、『省察』におけるデカルトの絶対的「疑い得ないもの」とされた「思考すること」（私はある、私は存在する）と、西田にとっての「疑い得ないもの」である「直覚的経験の事実即ち意識現象についての知識あるのみである」とは同一の事態であると私は考える。

4 おわりに

本研究ではまず、デカルトと西田それぞれにとっての「疑うに疑い得ないもの」とは一体何であるのか、またどのようにして「疑うに疑い得ないもの」を見出したかについて整理していった。そして、両者の考えを比較するにあたり、上田の解釈を参考にしていったのだが、そこでふと疑問に思ったのは上田の『省察』におけるデカルト解釈だった。そして改めて『省察』におけるデカルトの思想を再考すべく、斎藤の解釈をもとに考察していくことでまったく新しい意味をもった「私」というものに会うことができた。そして改めて、『省察』におけるデカルトと、西田、両者の「疑い得ないもの」とは同一の事態を指していることを発見することができた。

しかし、また新たな課題が見つかった。それは西田とデカルトそれぞれが見出した「疑い得ないもの」とは本当に存在するのかである。この問いを次回の課題とし、私はこれからも哲学していかねばならない。

5 引用・参考文献

- ・井上庄七 森啓 訳『世界の名著 22 デカルト』中央公論社 1967年
- ・西田幾多郎『善の研究』岩波文庫 2021年
- ・上田閑照『上田哲学への導き 経験と自覚』岩波書店 1998年
- ・斎藤慶典『デカルト「われ思う」のは誰か』NHK出版 2009年